

## 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和4年度）

令和4年8月31日  
総務省

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、令和4年度の電気通信事業分野における市場検証に関する実施方針等を示すものとして、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和4年度）」（以下「年次計画」という。）を定める<sup>1</sup>。

### 1 実施スケジュール等

年次計画の策定後、「電気通信事業分野における市場動向の分析」及び「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」を順次実施し、令和5年7月（目途）に令和4年度年次レポート（案）及び令和5年度年次計画（案）を作成する。

令和4年度年次レポート及び令和5年度年次計画については、意見募集を経て、令和5年8月（目途）に策定・公表することとする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである<sup>2</sup>。

	令和4年 8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
市場検証会議		▲ 随時開催							▲ 随時開催	▲ 随時開催			
		◆ 令和4年度の検証方針							◆ 中間報告	◆ 令和5年度年次計画(案) 令和4年度年次レポート(案)			
電気通信分野 における市場 動向の分析		◆ 利用者へのアンケート調査・分析								◆ 分析結果の取りまとめ			
		■ 報告規則に基づく 四半期データ(6月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(9月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(12月末)				■ 報告規則に基づく 四半期データ(3月末)			
電気通信事業者 の業務の適 正性等の確認		◆ 総務省によるヒアリング等による確認作業等 ◆ 非公開ヒアリング(必要に応じて複数回実施)								◆ 確認結果の取りまとめ			
ワーキンググ ループにおけ るモニタリング		◆ 競争ルールの検証に関するワーキンググループ(適宜実施) ◆ ネットワーク中立性に関するワーキンググループ(適宜実施)											
年次計画・ 年次レポート	● 令和4年度 年次計画 令和3年度 年次レポート					● 令和5年度年次計画(案)・ 令和4年度年次レポート(案)作成					● 令和5年度 年次計画(案) 令和4年度 年次レポート(案)		● 令和5年度 年次計画 令和4年度 年次レポート

<sup>1</sup> 基本方針において略称が定義されている用語については、年次計画においても、当該略称を用いている。

<sup>2</sup> なお、基本方針2（2）のとおり、市場検証会議の下にワーキンググループを設置し、議論を行うとされているところ、令和4年度においては、「競争ルールの検証に関するワーキンググループ」及び「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」を引き続き開催するほか、必要に応じ、ワーキンググループを設置する。

## 2 電気通信事業分野における市場動向の分析

基本方針3のとおり、電気通信事業分野における市場動向の分析として、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」、「法人向けサービスの実態把握」、「研究開発競争の状況の把握」を実施する。

「検証対象市場に係る競争状況等の分析」については、基本方針3（2）のとおり、検証対象市場における競争状況等に関する指標を定点的に観測し、その動向を継続的に分析する。「法人向けサービスの実態把握」及び「研究開発競争の状況の把握」については、以下の（2）及び（3）において定めた方針に基づき把握を行う。

### （1）重点的検証の対象

基本方針2（5）のとおり、「電気通信事業分野における市場動向の分析」のうち、より詳細な手法で検証する必要のある特定の項目や、特に集中的に検証する必要のある特定の項目について、重点的検証の対象と位置づけることとされている。

令和4年度においては、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」において、以下の①及び②を重点的検証の対象とする。

#### ① 移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響

直近においては、様々な事業者が新たなプランの提供を開始するとともに、5G契約数が急速に拡大するなど、移動系通信市場を巡る市場環境に大きな変化が生じており、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況等に関して、より詳細な分析を行う必要がある。

こうした移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響を検証するに当たり、令和3年度検証に引き続き、利用者アンケート等を通じて、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況や、各事業者のサービス間の代替性に係る認識、サービス選択時の理由、サービスを切り替えない理由等を詳細に確認する。

#### ② ローカル5G事業における実態の把握

令和3年度検証に引き続き、法人向けサービスの実態把握の一環として、ローカル5G事業における実態を調査するに当たり、関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じて、ローカル5Gの活用領域ごとの動向等を把握するほか、NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況等とともに、NTTドコモ以外のMNOとローカル5G事業者や地域BWA事業者と全国BWA事業者の連携状況等を詳細に確認する。

## (2) 法人向けサービスの実態把握の方針

基本方針3(3)の法人向けサービスの実態把握として、令和4年度においては、令和3年度検証において検討を行った法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方を踏まえ、SIerやベンダー等を含めた関係事業者や、需要者側である民間企業等へのヒアリングやアンケートを通じて、法人向けサービスをめぐる各市場の実態を把握する。

併せて、市場分析に必要なデータ等について検討を行い、データが得られた範囲で、法人向けサービスをめぐる各市場の規模や市場シェア等の指標の算出を試みる。

その際の観点や留意点として、ソフトウェア、ハードウェア、クラウド等様々なレイヤーのサービスの多様化や各サービスを組み合わせたソリューションの提供・相互関係性が進展してきたことも踏まえ、SIerやベンダー等が提供する法人向けサービスと電気通信事業者が提供する法人向けサービスとの間での代替性や、法人向けサービスを提供するSIerやベンダー等について、関連市場を含めて市場支配力を有すると認められる場合には、その市場支配力について考慮する。

## (3) 研究開発競争の状況の把握の方針

基本方針3(4)における研究開発競争の状況の把握として、令和4年度においても引き続き、主要な電気通信事業者による公表データ等を通じて、それら電気通信事業者の研究開発費の推移を把握し、その推移の傾向等について分析を行う。

また、関係事業者等へのアンケート等を通じて、NTTグループを始めとする主要な電気通信事業者における共同研究開発の現状や異業種連携の現状など、研究開発に関する現状等を把握していく。

## (4) 利用者へのアンケートにおける主な質問項目

令和4年度においては、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」のために実施する利用者へのアンケートの質問項目として、特に以下の観点からの項目を設けることとする。具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとし、年次レポートにおいて、利用者アンケートの対象者及び設問を掲載することとする。

- ・ ポイントサービスや決済サービスを含め、通信サービスに付帯して利用者に提供されるサービスと通信サービスの間の関係について把握・分析するため、利用者の利用状況等を確認する。
- ・ 携帯電話による通話・メール送受信等の従来の通信サービスと比較的類似しているOTTサービスに関して、従来の通信サービスとの間の代替性について分析するため、利用者の利用状況や従来の通信サービスとの代替性

に係る認識等を確認する。

- ・ FTTH 市場における MNO の小売シェアは大きく、FTTH サービスの選択の場面で携帯電話サービスとのセット割など FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素にも誘引されていることがうかがえるところ、固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係について把握・分析するため、利用者のセット割の利用状況・利用意向や固定系通信と移動系通信との代替性に係る認識等を確認する。
- ・ 5G サービスへの切り替えの有無及び切り替え時期、5G サービスの利用状況を確認するとともに、現時点で5G サービスに切り替えない理由を確認する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響について把握を行うため、利用者における通信サービスの契約の変更の有無や通信サービスに関する認識・行動等の変化の有無を確認する。

### 3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

基本方針4のとおり、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」として、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」及び「NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認」を実施する。

「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」及び「NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認」については、基本方針で定めた確認項目を定点的に確認する。「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」については、以下の(2)において定めた観点等から確認を行うため、市場検証会議において非公開ヒアリングも実施する。その際、検証の透明性を確保する観点から、可能な範囲でヒアリング結果や検証結果の概要の公表などを行う。

なお、令和3年度検証では、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者（以下「未指定事業者」という。）に対し、当該指定を受けていなくとも、継続的に、グループ内事業者への優先的な取扱い等についての検証を行うこととされた。そのため、令和4年度も、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表6(3)③に基づき、未指定事業者を含む関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じ、グループ内事業者への優先的な取扱い等について、広く把握・検証する。

#### (1) 重点的検証の対象

基本方針2(5)のとおり、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」

のうち、より詳細な手法で検証する必要がある特定の項目や、特に集中的に検証する必要がある特定の項目について、重点的検証の対象と位置づけることとされている。

令和4年度においては、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」の「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」において、以下を重点的検証の対象とする。

## ○ 客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証

令和3年度検証に引き続き、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表5(1)②及び別表6(1)②について、定点的に確認する情報に加え、関係事業者等から取得したデータに基づき、以下のA～Eの検証を行うこととする。

- A 局舎スペースの利用に関する検証
- B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証
- C NTT東西の接続機能要望等に関する検証
- D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証
- E NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証

なお、具体的な検証内容については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。また、データの取得状況や市場環境の変化等を踏まえ、市場検証会議の学識経験者等からの助言も得つつ、検証内容については、随時見直すこととする。

## (2) 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に当たっての観点

### ① 市場支配的な電気通信事業者に対する非公開ヒアリング

令和4年度においては、令和3年度検証に引き続き、基本方針別表5及び別表6の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等に関する確認項目のうち、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について、市場検証会議においてヒアリングを非公開で実施し、確認を行う。

ヒアリングに当たっては、令和3年度検証の結果も踏まえ、主に以下の観点の確認を行うこととし、具体的なヒアリング項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。

- ・ NTTドコモグループ再編成に伴い新たに生じる以下の①、②において、禁止行為規制を遵守するための取組その他関連する状況
  - ①NTTドコモとNTTグループ内MVNOの間での電気通信役務の提供
  - ②NTTドコモに移管されたネットワークについてのNTT東西に対する

提供

- ・ 上記のほか、禁止行為規制を遵守するための取組状況<sup>3</sup>について、昨年度からの変更点等があれば、その詳細

## ② その他

そのほか、電気通信事業者の業務の適正性等の確認のために、関係事業者等から報告を受ける具体的な内容や、関係事業者等へのヒアリング、アンケートにおける具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。

なお、未指定事業者に対し、グループ内事業者への優先的な取扱い等について把握・検証するため、ヒアリングを非公開で実施する。ヒアリングに当たっては、令和3年度検証の結果も踏まえ、主に以下の観点の確認を行うこととする。

- ・ 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要
- ・ 電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要
- ・ 電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要

---

<sup>3</sup> 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第6項に基づきNTT東西が提供する活用業務について、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（令和2年9月改訂）に基づき、NTT東西が公正競争を確保するために届出書において講ずることとした措置も含む。